

10 セーフティネットによる生活支援

主管課名	福祉健康部 生活福祉課		
主管課長名	宇津木 ゆみ子	電話番号	042-481-7092
関係課名 (組織順)	産業振興課, 福祉総務課, 高齢福祉担当, 障害福祉課, 健康推進課, ごみ対策課		
目的	対象	生活困窮者, 生活保護受給者	
	意図	自立して生活をおくることができる, 健康で文化的な生活をおくることができる	
施策の方向	生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め, 個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに, 生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し, 自立に向けて継続的な支援を実施していきます。		

<施策と関連するSDGsの目標（ゴール）>



1 令和元年度の振り返り — 取組実績（DO）

施策の成果向上に向けた主な取組実績

施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）

（10-1 生活困窮者の自立支援）

- ・ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」（社会福祉協議会へ委託）では生活困窮者に関する包括的な相談、支援プランの作成, 他の制度・支援の情報提供等を行った。
- ・令和元年度からは新たに就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することにより支援体制を強化し利用の促進に努めた。
- ・離職により経済的に困窮し家賃の支払いが困難な方に「住居確保給付金」制度の活用ができるよう支援を行い自立の促進を図った。
- ・調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」において生活困窮世帯や生活保護世帯の中学生を対象に支援を行い, 進学や学習意欲等の向上につなげた。

①横断的連携による施策の推進

- ・子ども生活部との連携はもちろんのこと, 各種相談事業を所管する庁内関係部署との連携や地域福祉コーディネーター, ハローワーク, 居住支援協議会等の関係機関とも緊密に連携した。

■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」

- ・生活困窮者就労準備支援事業では個々の困窮状況に応じて, 自立した生活を送れるよう支援するため, 地域の多様な主体による支え合い体制の構築に向け, 地域福祉コーディネーターをはじめ地域包括支援センター, 地域支え合い推進員, 民生委員, こころの健康支援センター等他機関と連携した。

（10-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援）

- ・国が掲げる「漏給防止」「濫給防止」「自立支援」の3点を柱に適正な保護の実施に努めた。
- ・「漏給防止」の取組としては, 相談の際には相談者に対して生活保護制度等についての十分な説明や助言を行った。また, 必要な方が生活保護に繋がるよう, 地域の方々からの情報提供に対しては迅速な現場確認に努めた。
- ・「濫給防止」の取組としては, 被保護世帯の生活状況を把握し自立の助長に向けた適切な指導援助を行うため, 査察指導員が各ケースワーカーに年間訪問計画の策定と訪問活動の実施を働きかけるとともに, その進行管理に努めた。
- ・「自立支援」では, 就労支援員が庁内ハローワークや民間職業紹介事業者の就職サポート事業を活用し, 被保護者の経済的な自立の促進を図った。また, 日常生活や地域社会において自立した生活を送れるよう, 金銭管理支援事業・自立促進事業を行い, 次世代育成支援として高校3年生までの通塾代の助成や大学受験費用の助成等を行った。

②調布のまちの魅力発信

- ・平成26年8月に多摩地域では2番目となる先駆的な取組として, 市役所内にハローワーク常設窓口を設置し, 就労支援対象者への支援に取り組んでいる。

<令和元年度における施策の成果についての総括>

- ・生活困窮者自立支援法に基づき, 生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため, 支援窓口であるワンストップ型の「調布ライフサポート」を設置し, 住居確保給付金の支給や自立相談支援事業に加え, 家計改善事業・就労準備支援事業を一体的に実施することで生活困窮者の自立の促進を図った。調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」を活用し子どもの学習支援・生活支援等を実施した。
- ・生活に困窮している最後のセーフティネットとして, 生活保護制度の適正な運用を行った。生活保護受給者の自立促進を図るため, ケースワーカーが各関係機関と連携しながらきめ細かな訪問活動を行うとともに, 金銭管理支援や次世代育成支援にも取り組み, 自立に向けた体制づくりに寄与した。

まちづくり指標 【☆：基本計画におけるまちづくり指標，◎：総合戦略における指標】		基準値 (基準年度)	単位	実績値 令和元年度	目標値 令和4年度
1	就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合【☆】	87.0 (H30)	%	75.6	90.0
2	就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合【☆】	46.1 (H29)	%	50.5 (H30)	50.0
【備考】就職者数には、昨年度から継続支援している対象者も含まれる。					

2 令和元年度の振り返り — 評価 (CHECK)

総合評価	A	S：「顕著な取組成果が得られた。計画以上に目標を達成した。」 A：「予定した取組成果が得られた。計画どおりに目標を達成した。」 B：「一定程度の取組成果が得られた。概ね計画どおりに目標を達成した。」 C：「予定した取組成果が得られなかった。目標達成にはやや至らなかった。」 D：「取組成果が得られなかった。目標達成までには至らなかった。」
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関との連携を図りながらきめ細かな支援を行うことができたため。 ・就労支援員及び委託事業所の担当職員、庁内ハローワークのナビゲーターとの相互連携により支援対象者への積極的な支援が構築できており、就労支援により経済的自立の促進が図れたため。 	

3 施策の方向 — (ACTION)

区分	今後の取組の方向 ★：重点プロジェクトに関連する取組，●：新規の取組，○：拡充の検討を要する取組
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●医療レセプトデータに基づく「被保護者健康管理支援事業」を実施。健康診断を受けていない被保護者への受診勧奨を行う他、生活習慣病の予防・改善に向けた保健指導の実施により健康保持推進を図るとともに、日常生活の自立を支援する。 ○子ども生活部と連携し、子ども・若者総合支援事業「ここあ」を高校生世代まで拡充し実施。生活困窮者自立支援法の改正により、子どもの学習支援事業から子どもの学習・生活支援事業に事業名が変更し、高校生世代への支援内容が変更となったことを踏まえ、学習面に加え進路相談に関する相談など社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行う。
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の相談窓口として「調布市ほっとあんしん相談事業」を社会福祉協議会と連携しながら実施し、一人ひとりの状況に応じた生活支援事業（調布ライフサポート・住居確保給付金等）を案内することで必要な支援につなげる。 ・生活困窮者自立支援法の改正により「住居確保給付金」の対象者の拡充や要件が緩和されたことを踏まえ、安定した住居の確保と就労自立を支援する。
東京2020大会開催延期に伴う対応	
台風への対応を踏まえた災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害避難時に福祉的な支援が必要な方の避難所生活に対応するため、福祉健康部内の各課及び総合防災安全課と協力・連携して福祉避難所の運営について検討する。
令和3年度以降の計画期間内の取組 (令和2年度から継続する取組を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●単独での居住が困難な生活保護受給者について、「日常生活支援住居施設」において必要な日常生活の支援を実施する。(委託で実施予定)

10 セーフティネットによる生活支援

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	事務事業の概要
1	生活困窮者自立支援事業			生活福祉課	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方の自立を支援するため、生活困窮者の早期把握に努め、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施する。ワンストップ型の相談窓口（自立相談支援機関）において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援する。
2	自立支援事業の充実			生活福祉課	被保護者の個々の状況や自立阻害要因を把握、類型化したうえで、対象となる被保護者を選定し、自立支援プログラムを策定、適用することにより、個々の被保護者に対して自立支援プログラムに基づき、必要な経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に向けた支援を組織的に行う。

10 セーフティネットによる生活支援

※各事務事業の概要については、巻末の「⑦事務事業概要一覧」をご参照ください。

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	R1 決算事業費(千円)	令和元年度の取組実績	実績評価	進捗状況・今後の取組の方向性								
								R1 取組実績				方向性				今後の取組内容 (新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に◆印を記載しています)
								計画前倒し	計画どおり	計画遅れ	有効性改善	効率性改善	財政面改善	参加と協働改善	改善余地なし	
1	生活困窮者自立支援事業			生活福祉課	55,714	生活困窮者自立支援法に基づき、ワンストップ型相談窓口（自立相談支援機関）を調布市社会福祉協議会に委託し、生活困窮者の生活に関する包括的な相談を受け付け、生活上の課題整理を行ったうえで支援プランを作成し、就労支援等の各種支援を実施した。 令和元年度は510人の新規相談を受け付け、そのうち87件の支援プランを作成し継続的な支援を行い、62人の就労決定に結び付いた（前年度からの継続含む）。令和元年度から新規で行った家計改善支援事業は15人、就労準備支援事業は31人が利用した。就労支援中の家具について支給する「住居確保給付金」についても、16名が利用し11名の就職決定に結び付いた。 また、「子ども・若者総合支援事業」の一環として、「子どもの学習支援事業」を実施し、生活困窮家庭の中学生34人が、延べ733回利用した。	◎		●		●					令和元年度は、従来の生活困窮者に対する自立相談支援事業に加え、就労準備支援事業と家計改善支援事業を一体的に実施することで、支援体制を拡充したことから、今後も効果的な支援に取り組んでいく。 子どもの学習支援事業については、平成31年4月1日から生活困窮者自立支援法が改正されたことにより「子どもの学習・生活支援事業」として強化されたことから、今後における自立支援をより効果的に行うに当たっては、子ども生活部との連携事業である生活支援事業について、児童青少年課と協議を行い、令和2年度からは居場所事業の一環として高校生世代への支援を行う。 ◆自立相談支援機関（調布ライフサポート）及び住居確保給付金は、社会福祉協議会の小口資金や市の生活福祉相談、緊急支援資金貸付等とともに、「調布市生活ほっとあんしん相談事業」の一つとして、市と社会福祉協議会が連携し、生活が困窮している方に案内している。
2	自立支援事業の充実			生活福祉課	52,869	ケースワーカーと就労支援員が市役所本庁舎内に常設されているハローワーク窓口のほか、民間事業者による就労意欲喚起や求人開拓等の就職サポート事業を活用する中で、それぞれが連携しながら、きめ細かな就労支援を行った。その結果、就労支援を行った172人のうち、79人が就労につながり、13世帯が生活保護から自立することができた。 金銭管理支援事業については、89世帯の利用があり、被保護者の日常生活支援や、地域社会において自立した生活が送れるよう支援を行うことができた。 通塾代等の助成を受けた人数は26人、大学等受験費用の助成件数は3件であった。また、被保護世帯の中学3年生は全員進学することができた。	◎		●		●				就労支援事業については、令和2年4月に年齢制限が撤廃されたため、就労可能な高齢者等にも支援を行っていくとともに、その他の改正内容を踏まえた取組の見直し及び改善を検討していく。 平成30年における生活保護法の改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和3年1月から必須事業として施行されることとなったため、令和2年度については、レセプトデータ等の分析を基に支援者を決定し、支援を行っていく。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響で、休業等により一時的に収入が減少する方や離職者等が増えることが予測されることを受け、「調布市生活ほっとあんしん相談事業」を令和2年度中から開始し、社会福祉協議会との連携を強化することで、包括的な支援体制の充実を図り、効果的な支援を行っていく。	
								0	2	0	2	0	0	0	0	計
								0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	割合(%)

当該施策に体系付けられている全ての事務事業については、巻末に掲載している参考資料「⑥事務事業一覧（施策体系順）」をご参照ください。